

コミュニティ・スクール 2017

～地域とともにある学校づくりを目指して～

子供



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

すべては子供たちのために

コミュニティ・スクール

II

学校運営協議会制度を導入した学校

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

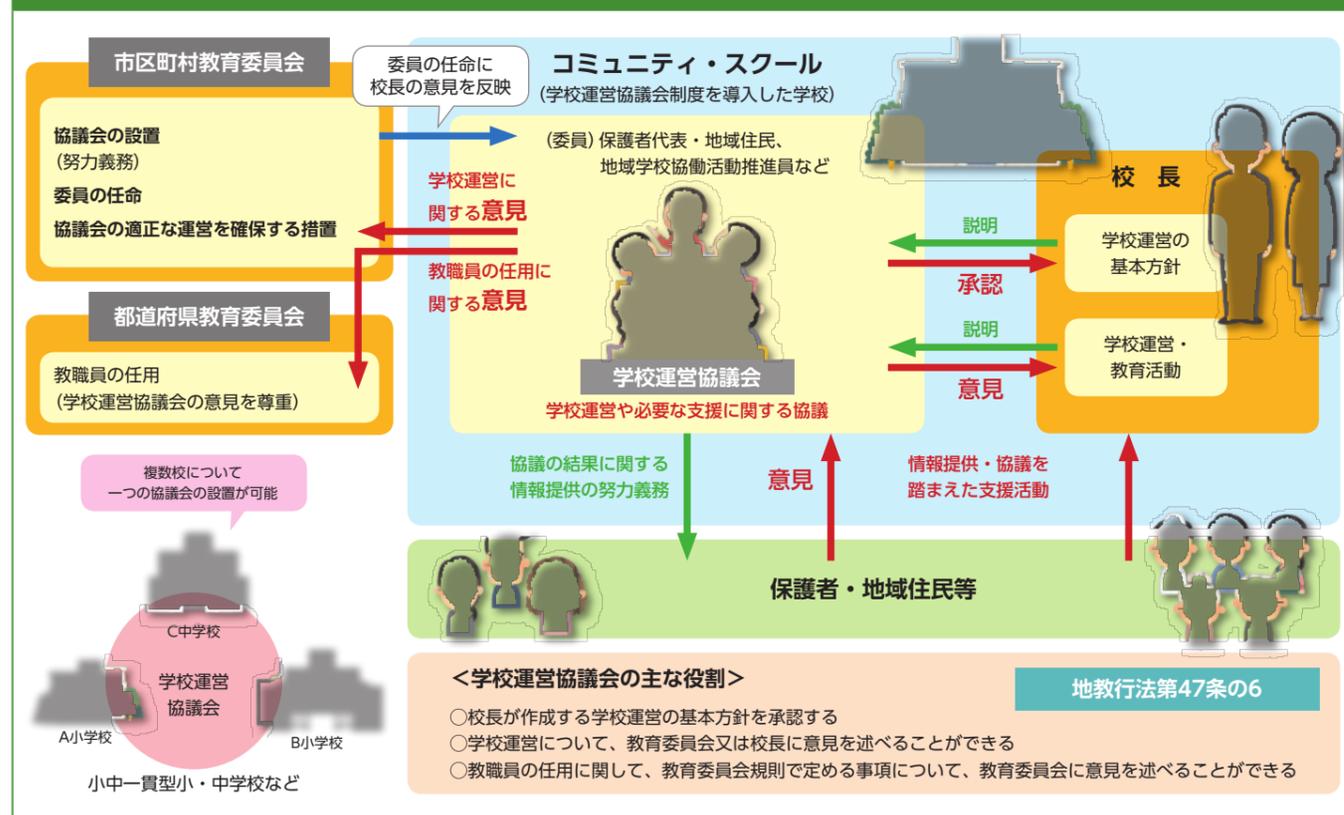
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- 学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- 教職員の任用に関して**、**教育委員会規則に定める事項**について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



学校運営協議会制度に関する法律が改正されました

学校運営協議会が設置された学校では、学校や子供たちの教育に対する保護者・地域住民等の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増えています。また、教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えるなど、学校運営の改善にも大きな成果がみられます。

しかし、複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子供たちの教育環境を充実させるためには、**地域住民等の協力を得て、社会総がかりで教育の実現を図っていくことが重要**です。そのためには、全ての公立学校において学校運営協議会の設置を進める必要があることから、政府において継続的に議論が行われてきました。

教育再生実行会議 第6次提言(平成27年3月4日)

コミュニティ・スクールに関する部分の概要

- 未導入地域における取組の拡充
- 地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める**

中央教育審議会答申(平成27年12月21日)

コミュニティ・スクールに関する部分の概要

- 全ての公立学校において**、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、**学校運営協議会制度を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指すべき**
- 各教育委員会が、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている**学校運営協議会の制度的位置付けの見直し**も含めた方策を講じていくことが必要

こうした議論を踏まえ、学校運営協議会の設置をさらに促進していくために、平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されました。

●主な改正ポイント

- 学校運営協議会の設置が努力義務化に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることに
- 複数校で一つの協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化

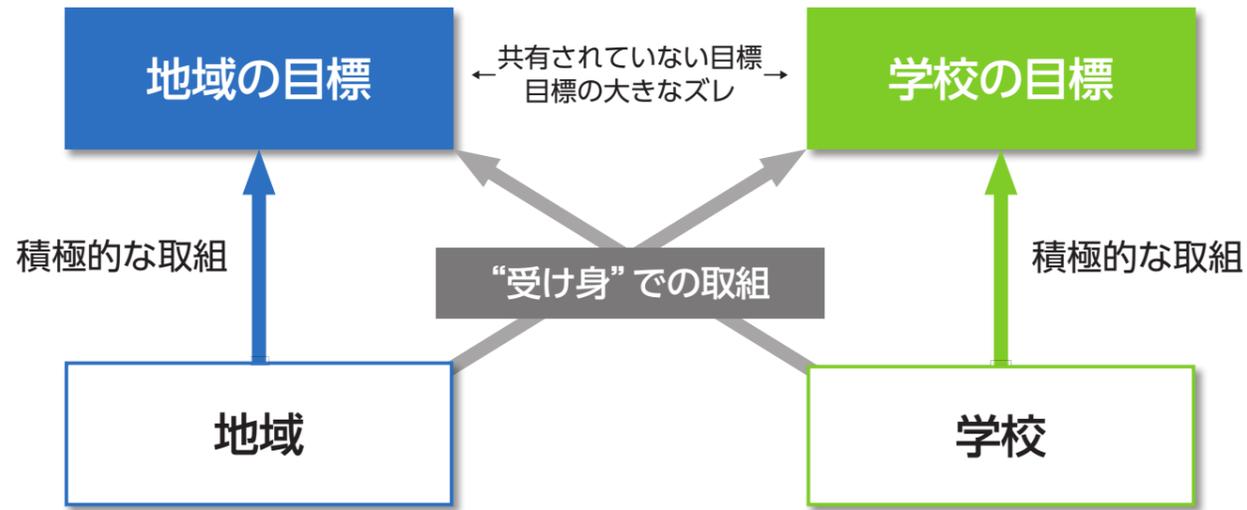
●法改正に関する条文等は、文部科学省HPをご覧ください。

第193回文部科学省成立法律

検索

アドレスはこちら
http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/1383841.htm

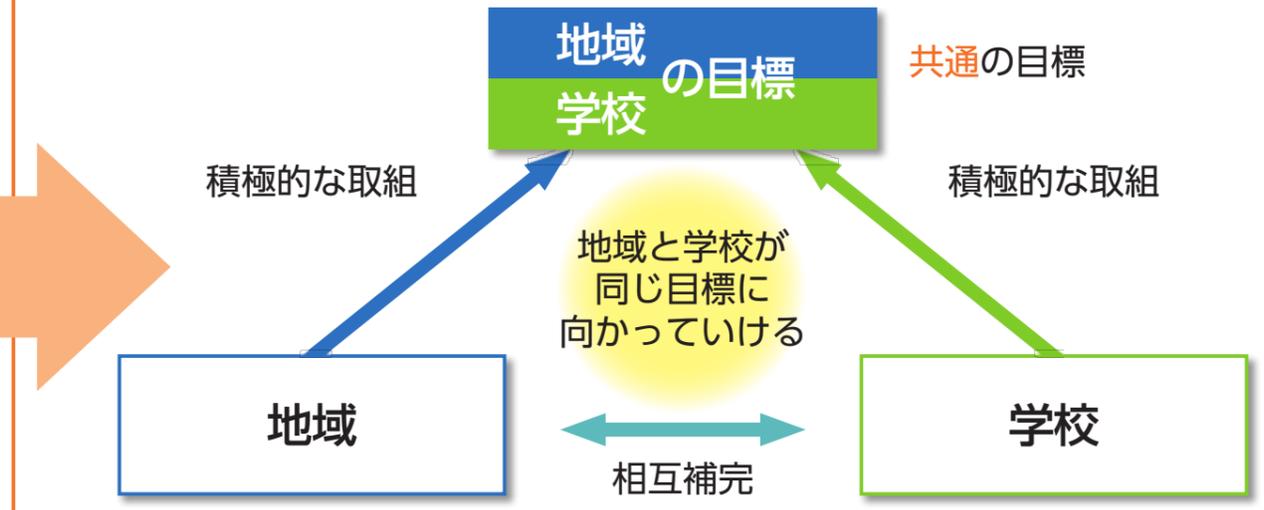
コミュニティ・スクールを導入するまでは…



地域と学校の目標に大きなズレがあったり、その目標が共有されていない場合、お互いに「頼まれたから、やる」や「この前、手伝ってもらったから、やる」といった受け身の姿勢になってしまうことがあります。

→これでは地域にとっても学校にとっても、直接的に自分たちのメリットとならないため、「**負担感**」や「**やらされ感**」があり、「**不満**」がたまる可能性があります。

コミュニティ・スクールを導入すると…



共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ、子供たちへの教育効果も大いに期待できます。

→「**地域と学校が一体**」となって、「**役割分担**」をしながら、それぞれが「**主体的**」に取り組むので、お互いに「**達成感**」を味わうことができます。

コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等も教育の当事者となることで、

責任感を持ち、積極的に子供への教育に携わることができるようになります。

- 近所で元気がない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない。
- 近くの公園で子供が騒いだり、ごみを散らかしたままにするので、学校に苦情の電話をかける。
- 小中一貫教育の実施方法やメリット・効果等について、保護者や地域住民に十分に伝わっていない。

- 地域住民等が子供たちに積極的に声をかけたり、自ら指導したりする場面が増加します。
- 学校任せにするのではなく、地域住民等が学校と共に対処策を考えます。
- 地域ぐるみで考え、実践することで、地域の声を生かした9年間の小中一貫教育が実現します。

コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画する

ことで、自己有用感や生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実します。

- 自分の経験を生かして、学校や子供たちをサポートしたいが、迷惑にならないか。
- 地域の人々の思いや考えに触れる機会がなかなか得られない。
- 地域人材を活用した学習がどれもイベント的な取組になっている。

- 多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現します。
- 学校が社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころとなります。
- 地域住民等の考えや地域の特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持ちます。

コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”

関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現します。

- 価値観の多様化により、学校の運営方針や諸課題について厳しい意見が多い。
- 保護者や地域住民から、様々な要望があり、その対応に追われてしまう。

- 学校の現状や運営方針について理解が深まり、地域が学校の応援団となります。
- 学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子供と向き合う時間の確保につながります。

他にも、こんな効果が期待されます

- 大規模災害時等、緊急な対応が必要な場面においても、学校と地域が一体となり、迅速かつ組織的な対応ができます。

Q すでに地域連携がうまく行われていますが、学校運営協議会は必要ですか？

A 学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行います。このことを通して、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域住民は教育の「当事者」として学校運営や子供たちの教育活動に積極的に参画することができます。

また、社会総がかりでの教育の実現を図る上で、学校は地域とともに発展していくことが重要です。学校運営協議会制度は法律に基づく制度なので、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、学校支援活動だけでなく、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組を進めることができます。

Q 設置が努力義務化されたことで、何が変わるのですか？

A 努力義務化により、すべての自治体において、地域の実情に応じながら協議会の設置に向けて積極的に取組を進めていくこととなります。このため、全国的に設置が加速され、より多くの学校において、地域との組織的・継続的な連携・協働体制が確立されていくこととなります。

Q 教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じるのでは？

A 多くの設置校では「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しする意見が述べられています。

また、学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見が尊重されるわけではありません。そのため、教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。

<これまで提出された意見例>

- 地域との連携を強化するため、社会教育主事の資格を持った教員を配置してほしい。
- 外国語教育に力を入れる必要がある地域のため、小学校に中・高の英語の免許を所有する教員を配置してほしい。



Q 学校運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのでは？

A 設置前後は、学校運営協議会に関する事務等が一時的に増えますが、複数の会議を統合するなどして、組織の精選や会議の回数を減少させることができます。また、学校運営協議会での協議を踏まえ、学校・家庭・地域が適切な役割分担をすることにより、全体として教職員の負担は減少することになります。

また、教職員が地域の様々なネットワークとつながり、顔が見える関係になることで、学校に対する苦情が減るなど効果が現れています。

Q 幼稚園や高等学校、特別支援学校にも、学校運営協議会を設置しなければならないのですか？

A 「地域とともにある学校づくり」には、学校と地域住民等が力を合わせて子供たちの学びや育ちを支援する地域基盤が欠かせません。もちろん、幼稚園や高等学校、特別支援学校においても、学校と地域とのつながりや校種間の連携は重要です。これまで、導入事例が少なかったこれらの校種についても、学校や地域の特性に応じた学校運営協議会を設置し、持続可能な推進体制を築いていくことが求められます。

Q 学校評議員制度や学校関係者評価委員会との違いは何ですか？

「学校運営協議会」は学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に意見を述べることで一定の権限を有する合議制の機関です。そのため、委員の当事者意識の向上、役割分担の明確化により、地域ぐるみの教育の実現に近づきます。

学校運営協議会の他にも、類似の仕組みとして、学校運営や教育活動等について協議し、意見を述べる取組(例：小中一貫・連携推進協議会、学校支援地域教育協議会等)を行っている学校があります。

平成29年4月現在、そのような地域住民等が学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校・義務教育学校の数は、昨年度に比べ1,844校増加しています。(下表参照)

○地域住民等が学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校・義務教育学校数 (平成29年4月1日現在)
()内の数字は昨年度比

	三つの条件*	学校運営全般に対し、主体的に協議	基本方針の承認が行われている	地教行法第47条の6に基づく	学校数
その他の協議会Ⅰ ・地域住民や保護者等が学校運営の一部について協議し、意見を述べる	○	×	×	×	1,880 (+816)
その他の協議会Ⅱ ・主体的に学校運営全般や教育活動について協議し、意見を述べる	○	○	×	×	3,115 (+472)
その他の協議会Ⅲ ・学校運営の基本方針を承認 ・主体的に学校運営全般や教育活動について協議し、意見を述べる	○	○	○	×	265 (-181)
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	○	○	○	○	3,398 (+737)

A

*三つの条件

- ①地域住民及び保護者等が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べている
- ②教育委員会や学校が作成した規則・要綱等を根拠に設置されている
- ③委員の任命・委嘱が行われている

類似の仕組みは、「委員から単に意見(評価)を述べるだけに終わる」、「学校運営の一部についてのみ協議する」など、多くの場合はその役割が限定的です。「地域とともにある学校」への転換を目指し、地域住民等が学校運営のP(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)サイクル全体に関わるようにするには、これら類似の仕組みを基盤としながら、段階的に法律に基づくコミュニティ・スクールへ移行する必要があります。

今ある仕組みや組織を効果的・効率的に生かしながら、コミュニティ・スクールに移行することによって、持続可能な組織体制の構築が可能になります。



今ある仕組みを生かしながら、コミュニティ・スクールへと発展していくことが有効です。

地域とともにある学校運営に欠かせない三つの機能

熟議

協働

マネジメント

地域とともにある学校の運営に備えるべき機能として、「熟議」「協働」「マネジメント」の三つがあります。学校運営協議会は、学校と地域が、ビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場であり、学校と地域が相互に連携・協働していくための基盤となります。

熟議

熟議とは、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことで、活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができます。

具体的なプロセス

- ①多くの当事者(保護者、教職員、地域住民等)が集まり、「学校や地域の課題」を共有し、
- ②そのことについて学習・「熟慮」し、「議論」をすることにより、
- ③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
- ④それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
- ⑤それぞれが納得して自分の役割を果たすようになる



「地域でどのような子供を育てていくのか」や「何を実現していくのか」という**目標やビジョンを共有**

【熟議】のテーマ例(コミュニティ・スクールで実際に行われたテーマから)

- ・子供たちがどう育ってほしいか
- ・教育に地域の力をどう生かすか
- ・あいさつ日本一の町を目指すために
- ・子供たちに郷土学習で何を伝えるか
- ・学校と地域と一緒にやれることは
- ・学力を向上させるには
- ・学校と地域の合同運動会について
- ・統合する学校の子供たちのためにできること
- ・いじめを撲滅するには
- ・下校時の安全をどう確保するか
- ・携帯電話の取扱いについて
- ・地域に貢献できることは何か

【熟議】の展開例(約60分)

- | | | |
|--------------|-------|---------------------------|
| ①オリエンテーション | (5分) | …なぜ、熟議開催に至ったかを確認する |
| ②テーマに係る資料の共有 | (10分) | …テーマについての知識・背景を共有する |
| ③熟議(前半) | (20分) | …自己紹介→付箋を用いて意見(思い)をたくさん出す |
| ④熟議(後半) | (15分) | …前半で出した意見について、方向性をもって話し合う |
| ⑤グループごとの発表 | (5分) | …各グループ1分程度でまとめ、全体で発表する |
| ⑥終わりのあいさつ | (5分) | …今後の話し合いの場をどこで持つかを提案する |

「熟議」で提案されたプランを、課題解決に向けた**具体的実践につなげていく**

コミュニティ・スクールの導入状況(学校数)

学校運営協議会を設置している公立学校数
46都道府県内**3,600校**(平成29年4月1日現在)

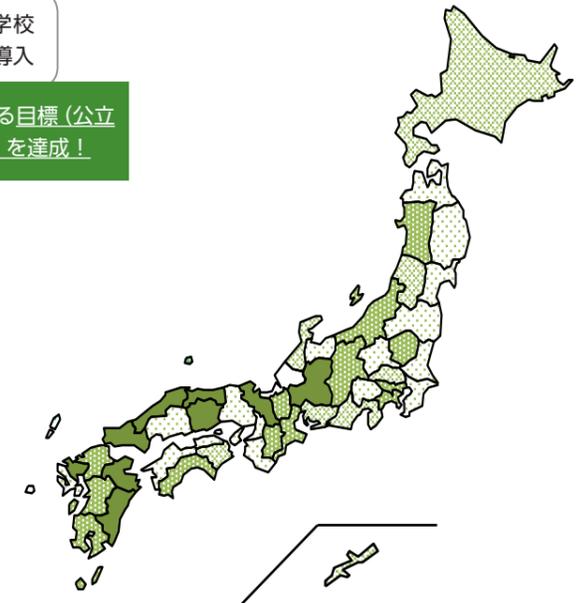
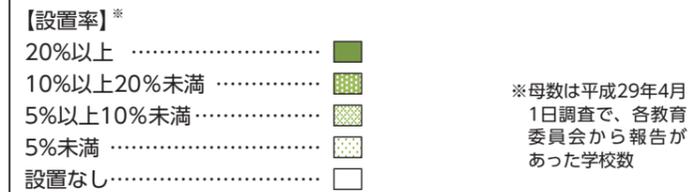
- 幼稚園 115
- 小学校 2,300
- 中学校 1,074
- 義務教育学校 24
- 中等教育学校 1
- 高等学校 65
- 特別支援学校 21



全国の**11.7%**の小・中学校、義務教育学校(**3,398校**)がコミュニティ・スクールを導入

→ 第2期教育振興基本計画における目標(公立小・中学校の1割:約3,000校)を達成!

学校運営協議会を設置している学校の割合(小・中学校、義務教育学校)

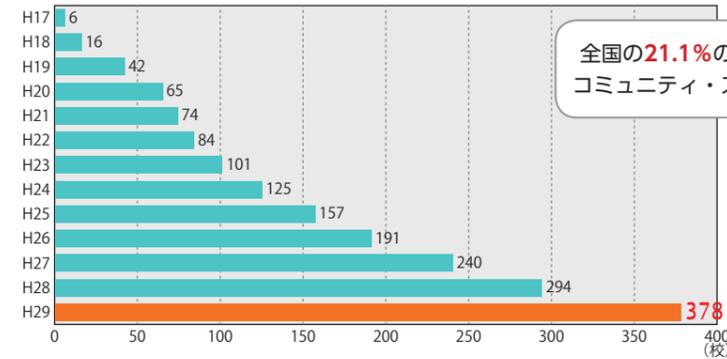


※沖縄県は地図を拡大しています。

コミュニティ・スクールの導入状況(学校設置者数)

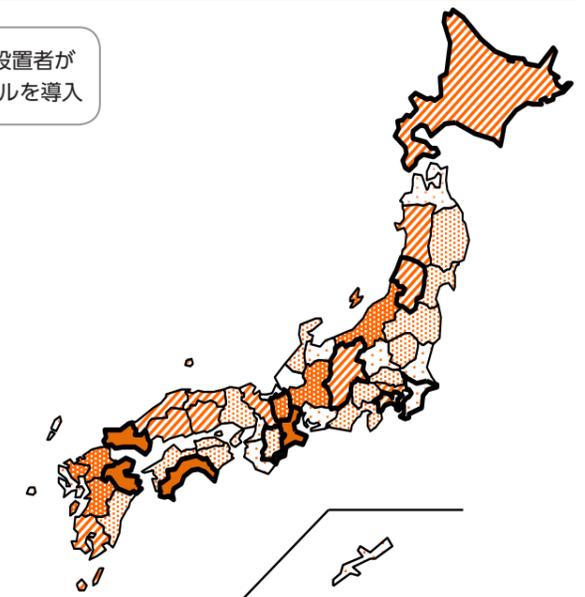
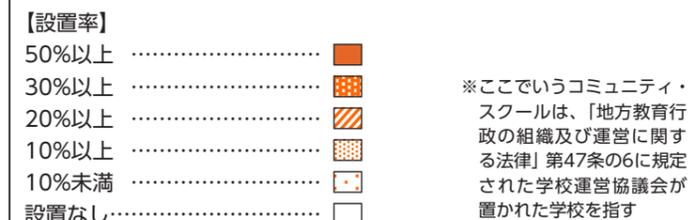
コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数 → **11道県367市区町村**

※組合立学校の設置者4を含む



全国の**21.1%**の学校設置者がコミュニティ・スクールを導入

コミュニティ・スクールを導入している学校設置者の割合



※沖縄県は地図を拡大しています。
※太枠は、所管の学校(高等学校・特別支援学校等)にコミュニティ・スクールを導入している道県

協働

熟議で共有したビジョンや目標の体制に向けて、力を合わせて「子供たちのため」に取り組めます。

熟議で出した意見は、すぐに全てが実行できるわけではありませんが、「できることから協働を始める」ことで、徐々に多くの人が関わる協働体制が構築されていきます。



登下校の見守り活動や、地域の清掃活動、地域住民等の専門性を生かした教育活動等、学校や地域の課題解決に向けて、学校と地域の協働による取組を充実させていくことが大切です。

マネジメント

協働の中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと教職員全体がチームとして力を発揮できるよう学校と保護者・地域住民等を有機的に結び付け、共通の目標に向かって動き出す能力や、学校内に協働の文化を作り出す組織としての「マネジメント」力を強化する必要があります。

コミュニティ・スクール(学校運営

協議会制度)の導入状況(市区町村別)

コミュニティ・スクールの市区町村別導入状況(平成29年4月1日現在)

都道府県名	市区町村名	設置校数	都道府県名	市区町村名	設置校数	都道府県名	市区町村名	設置校数
北海道	道立学校	1	福島県	只見町	4	新潟県	津南町	4
	安平町	7		三春町	8		関川村	2
	浦幌町	4		大玉村	5		三条市	7
	北広島市	2		いわき市	2	富山県	富山市	4
	釧路市	9		川俣町	1	石川県	かほく市	9
	知内町	6	天栄村	6	能美市		8	
	寿都町	3	小美玉市	2	金沢市		1	
	登別市	13	茨城県	那珂市	2	山梨県	昭和田	4
	三笠市	2		牛久市	2		中央市	1
	栗山町	4		小山市	6		甲斐市	1
	壮瞥町	4	栃木県	栃木市	44	山梨市	1	
	東神楽町	5		那須町	4	南部町	1	
	天塩町	1		上三川町	3	県立学校	1	
	上土幌町	4	群馬県	伊勢崎市	11	飯島町	1	
	占冠村	3		高崎市	3	大田市	4	
	函館市	1		新座市	7	木島平村	2	
	江別市	26	埼玉県	久喜市	34	駒ヶ根市	4	
	恵庭市	1		深谷市	29	辰野町塩尻市小学校組合	1	
	新篠津村	2		川口市	7	塩尻市辰野町中学校組合	1	
	二セコ町	5		和光市	2	山形村	1	
白老町	2	秩父市		3	阿智村	1		
伊達市	10	本庄市		2	上田市	2		
七飯町	10	熊谷市		12	信濃町	1		
鹿部町	3	行田市		6	諏訪市	1		
八雲町	2	志木市		3	長和町	1		
名寄市	2	県立学校		4	野沢温泉村	2		
富良野市	12	市川市	18	塩尻市	14			
東川町	2	習志野市	1	飯山市	3			
美瑛町	7	足立区	11	飯田市	28			
南富良野町	1	新宿区	39	岐阜市	69			
下川町	2	杉並区	38	笠松町	4			
枝幸町	1	渋谷区	12	北方町	5			
中頓別町	2	世田谷区	91	岐南町	4			
斜里町	1	文京区	5	白川村	1			
足寄町	1	千代田区	10	御嵩町	1			
中標津町	3	北区	3	養老町	8			
札幌市	1	小平市	8	白川町	8			
青森県	十和田市	3	八王子市	88	山県市	12		
岩手県	岩泉町	6	府中市	1	多治見市	3		
	普代村	2	武蔵村山市	14	関市	28		
	大槌町	3	国分寺市	3	恵那市	4		
宮城県	金ヶ崎町	6	三鷹市	22	羽島市	13		
	登米市	8	福生市	2	磐田市	32		
	東松島市	4	日野市	2	御前崎市	12		
	柴田町	1	利島村	2	御前崎市牧之原市学校組合	1		
秋田県	七ヶ宿町	2	奥多摩町	1	袋井市	16		
	大館市	1	県立学校	26	静岡市	1		
	由利本荘市	24	横浜市	142	富士市	2		
	男鹿市	10	川崎市	10	清水町	5		
	にかほ市	7	厚木市	3	北名古屋	16		
山形県	能代市	1	開成町	4	一宮市	61		
	八峰町	3	小田原市	5	江南市	2		
	県立学校	1	海老名市	1	県立学校	3		
	大石田町	4	秦野市	1	津市	3		
	川西町	9	刈羽村	2	いなべ市	1		
	新庄市	1	見附市	13	多気町	1		
	長井市	7	妙高市	10	伊賀市	1		
	小国町	4	糸魚川市	4	伊勢市	1		
福島県	西川町	2	湯沢町	2	亀山市	3		
	舟形町	2	上越市	73	御浜町	2		
	戸沢村	2	聖籠町	4	志摩市	1		
	飯館村	4	十日町市	2	松阪市	6		
	国見町	3	田上町	3	木曾岬町	4		

※色付きは、設置する小・中・義務教育学校すべてがコミュニティ・スクールである教育委員会

都道府県名	市区町村名	設置校数	都道府県名	市区町村名	設置校数	都道府県名	市区町村名	設置校数	
三重県	尾鷲市	2	山口県	光市	16	佐賀県	唐津市	3	
	紀北町	2		周南市	41		白石町	11	
	鈴鹿市	40		周防大島町	14		武雄市	16	
	名張市	2		長門市	16		多久市	3	
県立学校	1	萩市		35	鹿島市		2		
滋賀県	大津市	4	徳島県	平生町	3	長崎県	杵岐市	1	
	湖南市	8		防府市	28		佐世保市	3	
	竜王町	1		柳井市	15		時津町	1	
	長浜市	41		和木町	2		東彼杵町	4	
彦根市	1	下松市		11	阿蘇市		3		
京都府	京都市	235	香川県	北島町	4	熊本県	天草市	3	
	京田辺市	1		つるぎ町	3		荒尾市	2	
	城陽市	15		東みよし町	6		宇土市	7	
	久御山町	4		美波町	2		産山村	2	
	大阪府	京丹波町	1	愛媛県	三木町	2	大分県	小国町	2
		精華町	1		菊池市	2		小国町	2
		福知山市	1		鬼北町	8		高森町	3
南丹市		4	新居浜市		3	多良木町		1	
兵庫県	河内長野市	13	高知県	愛南町	6	熊本県	津奈木町	2	
	池田市	2		県立学校	1		錦町	1	
	赤穂市	3		高知市	4		人吉市	3	
	伊丹市	10		いの町	4		益城町	1	
奈良県	朝来市	1	和歌山県	越知町	2	大分県	水俣市	3	
	篠山市	20		四万十市	2		南阿蘇村	1	
	県立学校	3		佐川町	2		山江村	3	
	奈良市	11		栲原町	2		山鹿市	5	
鳥取県	上北山村	2	島根県	中土佐町	6	大分県	玉名市	8	
	五條市	13		日高村	2		大津町	2	
	葛城市	7		黒潮町	3		氷川町	4	
	新宮市	1		四万十町	2		氷川町及び八代市中学校組合	1	
岡山県	有田市	11	福岡県	宿毛市	1	大分県	南関町	5	
	南部町	5		大川村	2		県立学校	1	
	倉吉市	18		土佐町	2		大分市	16	
	伯耆町	4		安芸市	1		玖珠町	9	
山口県	鳥取市	12	岡山県	香美市	3	宮崎県	国東市	6	
	出雲市	77		南国市	2		日出町	7	
	大田市	3		南国市	2		豊後高田市	17	
	益田市	2		須崎市	1		豊後大野市	18	
広島県	雲南市	5	福岡県	津野町	1	大分県	別府市	23	
	岡山市	164		大野城市	15		由布市	11	
	笠岡市	4		筑紫野市	16		宇佐市	1	
	勝央町	3		宇美町	8		臼杵市	3	
山口県	早島町	3	福岡県	岡垣町	7	宮崎県	杵築市	1	
	美咲町	2		糸島市	22		杵築市	1	
	矢掛町	8		春日市	18		津久見市	6	
	新見市	22		小郡市	3		九重町	1	
山口県	奈義町	2	福岡県	新宮町	6	宮崎県	えびの市	9	
	北広島町	2		太宰府市	11		高鍋町	4	
	府中市	7		大刀洗町	5		小林市	21	
	府中町	1		大木町	4		都城市	56	
山口県	尾道市	2	福岡県	筑前町	6	宮崎県	日向市	2	
	安芸太田町	1		朝倉市	1		日向市	2	
	県立学校	25		鹿屋市	2		日向市	2	
	山口市	52		肝付町	2		日向市	2	
山口県	阿武町	3	佐賀県	上毛町	4	鹿児島県	薩摩川内市	3	
	岩国市	46		那珂川町	10		南さつま市	16	
	上関町	2		飯塚市	6		指宿市	17	
	山陽小野田市	20		行橋市	1		出水市	14	
山口県	下関市	72	佐賀県	福津市	10	鹿児島県	志布志市	12	
	田布施町	5		みやま市	3		大崎町	1	
	美祢市	22		東峰村	2		伊佐市	5	
	宇部市	36		川崎町	1		錦江町	1	
山口県	佐賀市	6	佐賀県	築上町	10	沖縄県	いちき串木野市	14	
	嬉野市	12		佐賀市	6		糸満市	3	
	大町町	1		嬉野市	12		沖縄市	24	
				大町町	1				

子供の「学び」と「育ち」をともに考え、協働するために (奈良県奈良市 奈良市立三笠中学校)

今ある組織を生かした取組

【導入の目的】

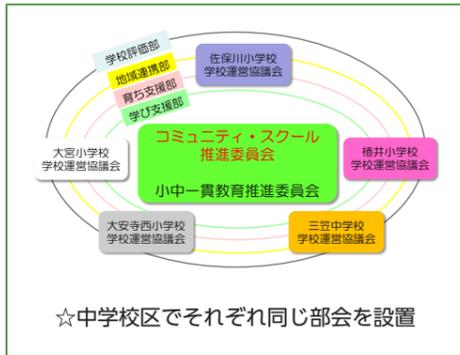
- 地域で決める学校予算事業(学校支援地域本部と放課後子ども教室の国の事業に市独自の予算を加えた事業)の実施により、地域と学校の関わりが活性化したことを契機に、地域の学校への関わりをより深化させるためです。
- コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校づくりと地域づくりを同時進行で行うためです。

【導入時の様子】

- 地域と取り組む事業が、複数の行政担当課にわたっており、そこに新たな仕組みを持ち込むことに抵抗感がありましたが、それらの事業を統括する仕組みであることを説明しました。
- 小中一貫教育の導入を見据えて、中学校区の4小学校もコミュニティ・スクール導入を目指していたことから、ひとつの仕組みにまとめていく過程で、「何故中学校に合わせるのか」や、「各小学校のこれまでの取組はどうなるのか」などの声がありました。その声に対して、学校支援地域本部事業で経験を積んだコーディネーター等が、様々な企画を通して少しずつ理解を得るように取り組みました。

【特徴・工夫】

- 中学校区として「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」をテーマに掲げ、各校の歩調を合わせるために、コミュニティ・スクール推進委員会と小中一貫教育推進委員会を一体とした組織にしています。
- 推進委員会に、学校評価部・地域連携部・育ち支援部・学び支援部の4部を設け、既存の組織を各部の担当にしています。例えば、学校支援地域本部の地域教育協議会が地域連携部の主たるメンバーになっています。
- 各学校の学校運営協議会も同じく4部を設け、委員の一部が推進委員会のメンバーと重なるようにしています。
- 推進委員会の進め方のスタンスとして、「ゆるやかな連携」をキーワードに、各校で共通して取り組むことを明確にし、各学校が特色を生かして取り組む独自性も尊重しています。また、組織化にあたっては各学校で共通理解が得られた時点で行うこととし、取組の進捗状況に差があっても互いに認め合うことを大切にしています。



☆中学校区でそれぞれ同じ部会を設置

【成果】

- 学校運営協議会の行動指針として、「① 地域は、地域の力を学校運営に生かし、共に育ちます。② 家庭は、教育の原点に立ち返り、学校と連携します。③ 教職員は、自らを高め、生徒に向き合います。④ 生徒たちの抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを作ります。」を定めたことにより、地域、家庭、学校が互いの立場を明確にして取組を進めることができるようになってきました。
- 中学校では、夜遅くまで教職員が勤務している実態が課題となり、学校運営協議会での協議を経て教職員の健康管理と生徒と向き合う時間の確保のため、「最終下校後1時間以降は電話対応しない」ことを実現しました。
- 地域行事等では、地域の方が子供たちが「お客」ではなく、役割を設定し当事者として関わられるように取組方法を変えていただいたことで、子供たちの自己有用感が高まっている例が出てきました。

【連絡先】奈良市教育委員会事務局学校教育課

TEL:0742-34-5498

地域ぐるみで子供を育てる校区づくりを目指して (鹿児島県薩摩川内市 水引小・中学校)

小中一貫教育

【導入の目的】

水引小・中学校区は、学校再編により5つの小学校区が統合して形成されています。広くなった校区では、それぞれの地域にある行事や文化を認めつつ、新たな母校としての一体感を醸成するために学校運営協議会を設置しました。協議会では、同じ校区として児童生徒や家庭に関わる教育課題を共有し、地域ぐるみで子供を育もうと「地域と共にある学校づくり」をめざした協議がなされています。

【これまでの経緯】

- 平成24年 寄田・滄浪小が水引小へ、高城西中が水引中へ統合
- 平成25年 西方小が水引小へ統合
水引小・中学校コミュニティ・スクールを目指し、設立研究委員会を発足
- 平成26年 湯田小が水引小へ統合
水引小・水引中学校運営協議会設置

【特徴・工夫】

- 小中一貫教育の代表的な取組として、また地域参加型の教育活動として、運動会や文化祭を小・中学校と地域が合同で開催しています。
- 学校関係者評価委員会の機能も加えて学校運営協議会を開催しています。具体的には、授業参観後に学校運営協議会を開催し、学校経営(児童生徒の様子、職員の動き、施設の状況等)についての評価や課題を協議します。
- 空き教室や体育館を開放し、各種会合や地域のスポーツ大会の会場として提供することで、児童生徒と地域住民が顔を合わせる機会としています。
- 児童生徒の地域学習の様子や地域行事への参加の様子、また、地域住民による教育活動支援の様子を「学校だより」や「学校HP」等に掲載し、学校運営協議会の取組を広く紹介しています。



【成果】

- 学校と地域が合同で行事を開催することで、5つの地域が自分たちの学校・校区としての意識が高まり、協働体制の広がりが感じられるようになってきています。
- 学校応援団による学校教育への支援が広がり、児童生徒による地域伝統芸能への積極的な参加が増えるなど、学校と地域が連携することで一体感が生まれつつあります。

【連絡先】薩摩川内市教育委員会学校教育課

TEL:0996-23-5111

地域社会の新たな担い手の育成 (山口県周防大島町 周防大島高等学校)

高等学校

【導入の目的】

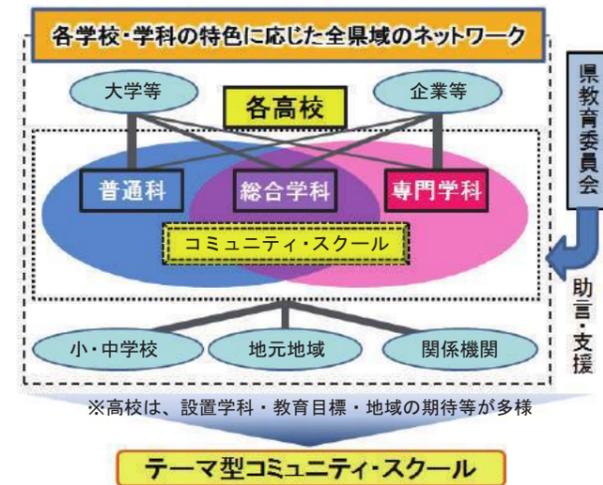
周防大島高等学校は、人口減少等の課題を抱える周防大島町にある唯一の高校であり、以前から地域との連携を進めてきました。こうした中、地域や学校の課題解決を一層進め、将来の地域を支える人材を育成するため、地域の教育力活用を図るコミュニティ・スクールを導入しました。

首長部局と連携した地域学習や地元の産直市への参加等、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となった組織的・継続的な教育活動を展開していきます。

【これまでの経緯】

- 平成27年 地域・学校活性化検討委員会を設置し、課題解決型教育モデル校として、学校と地域が一体となって行う課題解決型教育を開始
- 平成28年 県内高校初のコミュニティ・スクールに指定

【高校コミュニティ・スクールの概要】



【特徴・工夫】

- 学校運営協議会では、学校と地域それぞれの現状や課題についての情報共有や、課題解決に向けての協議を行っています。また、協議をワークショップ形式で行うなど、運営方法を工夫しています。
- 協議会では、本校の教育の方向性を示す「周防大島高校将来構想」や学校教育目標についても検討しており、地域の熱い思い等を積極的に学校運営へ反映するよう取り組んでいます。
- 協議の中で明らかになった学校や地域の課題解決に向けては、地元で活躍する起業家を招いての講話や、学校による地元産直市への計画的な参加など、地域の教育力を活用した学校支援の取組や学校が地域に貢献する取組を行っており、学校と地域の協働体制が確立してきています。
- こうした協働体制の下、県庁や町役場の職員による、地域の課題解決を図る施策等についての講演を基に、生徒が自ら政策アイデアを考え、さらに発表や提案を行う取組等も進んでおり、地域の活性化に貢献するとともに、地域の将来を担う人材の育成に取り組んでいます。



【成果】

- 学校運営協議会での情報共有や協議を通して、学校や生徒に対する地域の方々の理解が深まり、学校への支援体制が強化されたことによって、地域の人材や文化施設、特産品等、多様な教育資源を活用した教育活動が幅広く展開できています。
- 地域と連携した様々な体験活動や地域貢献活動等を通して、生徒の自己肯定感や地域への愛着等が育まれ、生徒の主体性が高まることも、学校全体が活性化しています。
- 地域の課題解決に向けた取組の充実によって、地域の活性化に貢献するとともに、地域の方々の学校への信頼や期待が高まっています。

【連絡先】山口県教育庁高校教育課

TEL:083-933-4636

自分らしく「地域で生きる」を支える学校づくり (新潟県・見附市・見附特別支援学校)

特別支援学校

【導入の目的】

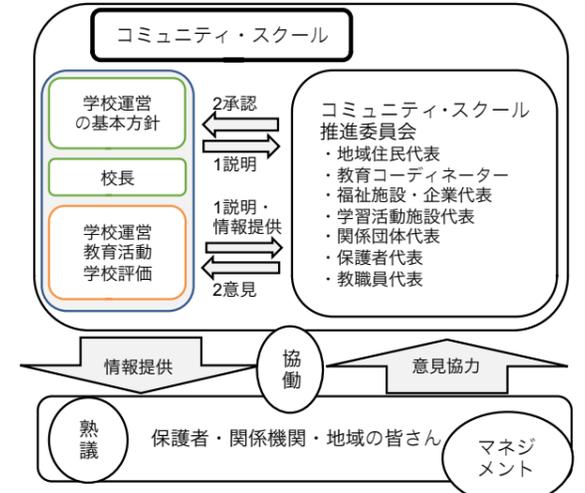
見附特別支援学校は、「共創郷育」の理念のもと、障がいのある子供たちの自立と社会参加を目指しています。

学校が障がいのある子供たちに関わる関係機関等と連携し、一体となって障がいのある子供たちの「地域で生きる」を支える学校づくりを進めるためコミュニティ・スクール推進委員会(学校運営協議会)を設置しました。

【これまでの経緯】

- 平成18年 新教育システム開発プログラム事業により、教育コーディネーターを配置
- 平成20年 学校支援地域本部事業により、学校と地域が連携して取り組む教育活動を充実
- 平成26年 見附特別支援学校コミュニティ・スクール推進委員会を設置

【組織の概要】



【特徴・工夫】

- 見附市全域を学区とする当校は、市内には点在している障がいのある子供たちに関わる関係機関等を顔の見えるネットワークで繋ぎ、「熟議」と「協働」を重ねることにより、地域とともにある学校づくりに取り組んでいます。
- 学校が構築を目指すネットワークの中核となるコミュニティ・スクール推進委員には、保護者や地域代表だけでなく、障がい者関係団体や福祉関係機関、余暇活動の拠点にと期待するスポーツ施設等の代表者が加わっています。
- コミュニティ・スクール推進委員会が企画・運営する「障がいのある子供たちの地域生活を支えるネットワーク会議」を開催しています。学校や当事者、関係機関からの分かりやすい情報提供により「熟議」を創出し、学校・保護者・関係機関等の「協働」により、障がいのある子供たちに関わる様々な支援者が一体となって機能することを目指しています。
- このネットワークは、障がいのある子供たちへの途切れない支援、学校生活から地域生活へのスムーズな移行、高等部卒業後の進路開拓等に有効であると考えています。



【成果】

- 関係機関等とのパイプが太くなり相互理解が進んでいます。顔の見えるネットワークが構築され、協働体制が充実してきています。
- 関係機関等とのネットワークの広がりにより見附市自立支援協議会や見附市商工会とのパイプができてきました。また、職場実習を受け入れてくださる企業が増加し、障がい者雇用の拡大にも繋がってきました。

【連絡先】見附市教育委員会学校教育課

TEL:0258-62-1700

コミュニティ・スクール推進員 (CSマイスター)

CSマイスター派遣制度

文部科学省では、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、積極的な支援を行っていくこととしています。その一環として、保護者や地域住民等との協働による学校づくりの推進に資するため、CSマイスター（コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等）を派遣しています。本ページでは平成29年度CSマイスターをご紹介します。



赤松 梨江子
徳島県
東みよし町立三好中学校
事務室長



畦地 和也
高知県
黒潮町教育委員会
教育次長



阿蘇品 康宏
熊本県
山鹿市立米野岳中学校
再任用教諭



新谷 さゆり
岐阜県
白川村教育委員会事務局
社会教育主事



今泉 良正
宮城県
石巻市立蛇田中学校
校長



今村 隆信
福岡県
純真短期大学
特任教授



梶原 敏明
大分県
大分大学COC+推進機構
統括コーディネーター



風岡 治
愛知県
豊橋市教育委員会教育
政策課
事務指導主事



小西 哲也
兵庫県
兵庫教育大教職大学院
教授



木本 育夫
山口県
山口県教育委員会
山口CS統括コンダク
ター



高橋 興
青森県
青森中央学院大学
准教授



辻林 操
三重県
津市立南が丘小学校学
校運営協議会
会長



豊島 滋
北海道
安平町教育委員会
教育長



永江 多輝夫
鳥取県
南部町教育委員会
教育長



西村 久仁夫
愛媛県
宇和島市立吉田中学校
校長



布川 元
山形県
大石町教育委員会
教育長



宮田 幸治
広島県
府中市教育委員会
学校教育課学事係長



森 保之
福岡県
福岡教育大教職大学院
教授



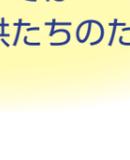
四柳 千夏子
東京都
みたかスクール・コ
ミュニティ・サポー
ト
ネット
共同代表



森谷 正孝
岡山県
みたか子どもたち
と共に学ぶ教室シニア
スクール
副理事長



安齋 宏之
福島県
本宮市立五百川小学校
校長



井上 尚子
東京都
杉並区立天沼小学校学
校運営協議会委員、学
校支援本部アドバイザー



大谷 裕美子
大阪府
美加の台中学区区ゆめま
なびネット
学校支援コーディネーター、
学校運営協議会副会長



岸 裕司
千葉県
秋津コミュニティ
顧問

黒瀬 忠行
高知県
中土佐町立上ノ加江小
学校
校長

鈴木 逸郎
三重県
松阪市立第四小学校学
校運営協議会
理事長

高木 和久
滋賀県
びわこ学院大学
准教授

土江 博昭
島根県
(株)キラキラ雲南
常任相談役

出口 寿久
北海道
北海道大学
学務部長

中村 正則
兵庫県
兵庫教育大教職大学院
教授

西 孝一郎
京都府
京都光華女子大学
准教授

野澤 令照
宮城県
宮城教育大学
学長付特任教授

萩本 善三
京都府
京都教育大学
客員教授

森谷 正孝
岡山県
みたか子どもたち
と共に学ぶ教室シニア
スクール
副理事長

コミュニティ・スクールの情報については、 文部科学省HPをご覧ください

コミュニティ・スクール

検索

アドレスはこちら

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

ホームページでの主な掲載内容

- ◇ **コミュニティ・スクール パンフレット**
このパンフレットのPDF版
- ◇ **学校運営協議会設置の手引き**
コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や
学校管理職向けのガイドブック
- ◇ **ワークショップのすすめ**
「熟議」についてのガイドブック
- ◇ **地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集**
「地域学校協働活動」、「コミュニティ・スクール」に取り組んでいる事例を紹介

facebookでも情報発信中

CSマイスターや推進フォーラムの情報を
随時発信しています



スマホからはこちら↑

この他にも、「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」の案内や、関係法令・通知など、
コミュニティ・スクールに関わる様々な情報を掲載しています。

全国をネットワークでつなぐ 全国コミュニティ・スクール連絡協議会

コミュニティ・スクールの充実と拡大を

本連絡協議会発足時に約700校であったコミュニティ・スクールが、平成29年4月には3,600校となりました。保護者や地域住民の方々
が当事者意識をもって学校運営に参画し、子供たちの学びと育みを支援する取組の輪が着実に広がっており、大変心強く感じております。

「地域とともにある学校づくり」のための有効な仕組みであるコミュニティ・スクールについては、中央教育審議会での議論を経て、平成
29年3月に、学校運営協議会の設置の努力義務化やその運営方法や役割の見直し等に関する法改正が行われました。本協議会としても、全国
の教育委員会、学校関係者、学校運営協議会の皆さんをネットワークでつなぎ、全国各地の事例についての情報共有をすることで、コミュニ
ティ・スクールの更なる普及・充実に向けた活動に取り組んでまいります。

全国コミュニティ・スクール連絡協議会会長 在田 正秀

全国コミュニティ・スクール連絡協議会

会 長	在田 正秀	(京都府 京都市教育長)	※近畿支部長兼任
副 会 長	佐々田 亨三	(秋田県 由利本荘市教育長)	※東北支部長兼任
会 計 幹 事	菅野 和良	(岡山県 岡山市教育長)	※中国支部長兼任
会 計 幹 事	山本 直俊	(福岡県 春日市教育長)	※九州・沖縄支部長兼任
北海道支部長	吉田 孝志	(北海道 北広島市教育長)	
関東支部長	高部 明夫	(東京都 三鷹市教育長)	
甲信越支部長	中野 敏明	(新潟県 上越市教育長)	
中部支部長	早川 三根夫	(岐阜県 岐阜市教育長)	
四国支部長	川原 良正	(徳島県 東みよし町教育長)	

※支部長は平成29年4月時点

会員：市区町村教育長、学校関係者、学校運営協議会委員 等

事務局

〒604-8064
京都市中京区富小路通六角下る骨屋之町549
京都市教育委員会事務局生涯学習部内
TEL：075-251-0456
全国コミュニティ・スクール連絡協議会HP
<http://www.japan-cs.org/>

すべては
子供たちのために

学校と地域が同じ
ベクトルで取組を進めたい
ときに、学校運営協議会が
大きな役割を果たします。

学校運営協議会は、学校と地域
の取組をつなぎ、もしもの時も
学校と一体となって
協働できる組織です。

保護者や地域住民が教育の
「当事者」として参画できるのが、
コミュニティ・スクールの
仕組みの良さです。

学校運営協議会を中心に
熟議を重ねることで、校長は
自信を持って「方針の転換」が
できます。

高齢者